

台風被害による義援金の受付について

台風21号により、三重県、和歌山県では大きな被害が発生しました。

この災害で被災されたかたへの支援のため、妙高市共同募金委員会では、下記のとおり義援金を受付しています。皆さんの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

なお、お寄せいただいた義援金は配分委員会を通じて、被災者に配分されます。

記

1. 義援金の受付

(1) 三重県共同募金会による義援金募集

- ①義援金の名称「台風21号三重県災害義援金」
- ②受付期間 平成30年1月31日（水）まで
- ※受付を終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(2) 和歌山県共同募金会による義援金募集

- ①義援金の名称「和歌山県平成29年台風第21号災害義援金」
- ②受付期間 平成30年1月31日（水）まで

2. 受付場所

- ・いきいきプラザ 1階 入口受付、3階 社会福祉協議会窓口
- ・妙高保健センター 1階 社会福祉協議会妙高支所
- ・妙高高原支所 1階 社会福祉協議会妙高高原支所
- ※領収書が必要なかたは、窓口でその旨をお伝えください。領収書を発行します。

3. 問い合わせ

妙高市共同募金委員会(妙高市社会福祉協議会)
妙高市中町4番16号 いきいきプラザ3階
電話 0255-72-7660